

介護保険法施行規則附則第 31 条ただし書きに基づき新しい総合事業の「みなし指定の期間」を別に定めた市町村

新しい総合事業の第一号訪問事業及び第一号通所事業に係るみなし指定の期間は、介護保険法施行規則附則第 31 条により平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間とされ、更に同条ただし書きで、市町村がみなし指定の期間を別に定める場合は、市町村が定める期間とされています。

県内で、介護保険法施行規則附則第 31 条ただし書きに基づき新しい総合事業の「みなし指定の期間」を別に定めた市町村は次のとおりです。

市町村	別に定める期間
厚木市	介護保険法第 53 条第 1 項本文の指定を受けている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の事業を行う者が当該指定を受けた日から起算して 6 年間
伊勢原市	2 年間（平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

【参 考】

介護保険法施行規則

附則

（平成 26 年改正法に係る特例）

第31条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条に規定する法第115条の45の3の指定を受けたものとみなされたものに係る法第115条の45の6第1項に規定する厚生労働省令で定める期間は、当該みなされた指定から初回の更新までの期間については、第140条の63の7の規定にかかわらず、3年とする。ただし、市町村が別に当該期間を定める場合には、6年を超えない範囲で当該市町村が定める期間とする。